

平成 27 年度安来市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2. 適用の範囲

この方針は、安来市の全組織における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障がい福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、生活介護を行うものに限る）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい者を多数雇用している企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（平成 35 年法律第 123 号）による特例子会社、重度障害者多数雇用事業所）
- (4) 在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、市が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区 分	目標金額	調達物品等
役 務	510,000 円	点訳作業、清掃業務等
物 品	90,000 円	消耗品、印刷物、記念品等
合 計	600,000 円	

（目標設定の考え方）

平成 26 年度の安来市の調達実績額に目標伸び率約 5%を加味。

平成 26 年度実績 573 千円 →平成 27 年度目標値 600 千円

5. 調達推進のための具体的方策

(1) 調達の推進体制の整備

障がい者就労施設等から提供可能な物品及び役務についての情報を各部局へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。また、市の開催する各種行事等において、販売、飲食コーナーの設置を行う場合、施設等へ積極的に情報提供を行う。

(2) 随意契約方式の活用

障がい者就労施設等から調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

(3) 障がい者就労施設等への配慮

各部局等は、調達情報の提案につとめ可能な限り調達内容の使用を明確化することや障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努める。

(4) 障がい者就労施設等の物品販売の促進のため、職員個人としても積極的な購入を心がける。

6. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 安来市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市のホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、会計年度終了後に、ホームページ等により速やかに公表する。

7. 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。